		(b) 英国の企業家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から英国の企業家又はその投資財産への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しないものとする。（注） 注 日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した当該禁止、制限又は措置を維持することができる。
二	分野	全ての分野
	小分野	
	産業分類	
	関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	概要	日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注）
	現行の措置	注 この留保の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に規定する信書便の役務（同法に規定する特定信書便役務を除く。）をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号） 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条の二 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条及び第四十九条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第四条及び第十条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三条
三	分野	全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス）
	小分野	
	産業分類	
	関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	概要	1 日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 この協定の効力発生の日にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、同日に日本国政府が認識し得たものとする。 3 日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
四	分野	
	小分野	
	現行の措置	航空宇宙産業 宇宙開発産業

	産業分類	
	関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	概要	1 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス
	現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（平成五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで
五	分野	武器・火薬産業
	小分野	武器産業 火薬類製造業
	産業分類	
	関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	概要	1 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス
	現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで
六	分野	情報通信業
	小分野	放送業
	産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
	関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	概要	1 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。